

鳥取市環境審議会（令和7年度第4回）議事録

1. 日 時 令和7年12月25日（木）10：00～11：30

2. 場 所 鳥取市役所 本庁舎6階 第5・6会議室

3. 出席者

委 員：吉永会長、石本副会長、笠木委員、高部委員、山田委員、清水委員、
廣沢委員、佃委員、松田委員、国森委員

事務局：山根局長、池原課長補佐、田中雅係長、岡本主任、松尾主事

4. 審議事項

- (1) ごみ減量化につながる市民への啓発について
- (2) 鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正について

5. 議事録署名委員選出 笠木委員、清水委員

6. 議事概要 以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	令和7年度第4回鳥取市環境審議会を開会します。4名の委員より、本日の会議を欠席される旨連絡がありました。委員総数14名中出席委員数10名で過半数以上となり、鳥取市環境審議会条例の規定に基づき、本日の会議は成立することを報告します。 開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
吉永会長	《会長あいさつ》
事務局	以降の進行については、議長の吉永会長にお願いします。
吉永会長	最初に議事録署名委員を選出します。現在、出席されている委員から名簿順に笠木委員と清水委員にお願いしたいと思いますが、了解いただけますか。
両委員	了解。
吉永会長	議事に移ります。進行の都合上、議題（2）を先に審議した後で、議題（1）に移りたいと思います。では、まず、鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《資料3に沿って説明》 (鳥取市自然保護及び環境保全条例の一部改正の背景及び改正案について説明)
吉永会長	先ほど事務局から説明のあった内容について、何か質問や意見はありませんか。
笠木委員	保存樹木の指定解除について、審議会の意見聴取無く可能とする案はそうすべきだと思います。指定樹木の状態について、日頃から素早く把握することが大切だと思いますが、樹木医の診断はどのタイミングで行っているのでしょうか。
事務局	指定樹木の所有者・管理者は神社や地域団体、個人が主であるため、管理者主体で管理していただいている。管理者等からご相談や報告がありました際に、樹木医の診断についてのお話や補助金のご案内をしております。
笠木委員	保存樹木の状態について、管理者から毎年報告してもらうなどの制度は無いのでしょうか。
事務局	年に2回、各管理者から報告をいただいている。主に神社に所在する樹木が多い

発言者	発言内容
	ですが、相談・報告内容を受けて、できる限りの対応をさせていただいています。
笠木委員	樹木の管理者は樹木の専門家ではないため、安全管理上、何年に一度かは樹木医に診てもらう制度が理想だと思います。
吉永会長	<p>指定樹木の制度の元々の趣旨からすると、個人の持ち物であったとしても、公共の益に供するものであれば、個人に補助金を交付して管理を行うという趣旨だったと推測されます。逆に鳥取市の熱量にもよると思いますが、市というより市民の熱量が分からることには、どれだけ税金を投じれば良いのか判断がつかないところです。以前から、保存樹木には、ある程度その地域の意見が反映されるほうが良いのではと思っているところです。</p> <p>指定解除の改正案自体に違和感は無いのですが、果たして、腐ったから切る、それだけ決めていいものか。維持するということに対して、熱量に差があるのであれば、ある程度の熱量を持っていないと、補助金を出す意味合いが無いと思ってしまうのです。住民の方々が、保存樹木があることによる価値をどの程度税金で賄う意思があるか、その部分が分からることには、そもそも保存樹木の制度自体がはっきりしないように思うのですが、その辺りも含めて、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>大きく二点、ご指摘いただきました。まず熱量の部分で、補助金という形なのか、それとももっと市が前に出て例えば委託などの形式でやっていくべきなのか。また、地域にとってどんな役割があるのか、価値という部分についてです。</p> <p>価値の部分については、こちらも悩んでいるところでして、現行の制度に即して考えると、自然環境・景観保全の観点が主となります。一方で、地域の歴史的・文化的な価値や、あるいは宗教的な価値など、自然・景観以外の観点も含めてそこに価値を見出すのであれば、今回の改正案とは別に、地域を盛り立てていくためといった内容の条文も追加する必要が生じてきます。</p> <p>もう一点について、安全管理は重要だと思いますが、保存樹木が市の所有物ではなく、個人所有であり個人の財産になるので、そこに補助でなく委託形式での行政負担をすべきかどうかかなり難しい判断になると思います。</p>
吉永会長	<p>絶対的な正解はなく、ケースバイケースの判断になるかと思います。ただし、判断は芯がないとできませんので、芯の部分である保存樹木の条例の意味について、委員の皆さんで再考いただいたうえで、これだけの改正案で良いかどうか考えていただければと思いますが、他にご意見等はありますでしょうか。</p> <p>今回の改正案は喫緊のため、資料にあります改正案の文章内容ではか非か伺いますが、改正自体については、また来年度以降、付け加えたりなどもできますので、いかがでしょうか。</p>
高部委員	今回の改正案提出に至るプロセスの中で、マイナス面の議論はありましたか。
事務局	地域にとって歴史的・文化的に大事にしていた樹木であっても、この案ではその思いを汲み取ることができず、自然環境・景観保全の観点で価値を失った時点で切り捨てる判断がなされる、という部分です。
吉永会長	改正案の第16条第1項第2号を悪用することも考えられます。例えば、建て替え

発言者	発言内容
	や開発を行いたいがために、所有地内の指定樹木を伐採したい思いがあるケースなどです。権利者と、非権利者ではありますが地元の方との価値観のぶつかり合いをどう裁量するか、その安全面のためにこの条例はあると思います。 個人的な意見としては、指定解除について、本審議会での審議は不要ですが、指定解除に至った経緯等を報告いただきたいと考えます。
国森委員	個人所有の樹木について、継承の問題があります。所有者の中には、管理に負担感を感じている方も少なくないのではないでしょうか。負担感から、今後は継承されなくなる可能性もあるかと思います。市の指定保存樹木とする以上、何か手立てができるないか、とも思います。
事務局	最近、同様の相談を事務局でも受けています。管理側が高齢化し、樹木がアクセスの不便な山間部にあるため、管理が難しくなっているということでした。
石本副会長	相続の問題もあると思います。今後高齢化が進み、現所有者が亡くなり相続となつたときに、相続人が所有者個人の権利として指定樹木を伐採等して換金したいとなったとき、この条例がどこまで関与していくのか気になりました。今後、このような問題は増えていくと思われます。
吉永会長	各委員から貴重なご意見をいただきました。市としての関与を強めるべきか、その逆で関与しないのか。そこを含めてご意見を伺いたいと思います。
事務局	本条例の趣旨としては、個人所有である保存樹木に対し、市として、自然環境保護・保全の観点から価値のある樹木を指定させていただき、管理者への補助や管理費用などのサポートによりその保全措置を行うものであります。一方、県の個人所有である指定樹木は、県による管理費用負担等は行っていないと伺っています。 今回ご提案した内容につきまして、これは一例であります、例えばただし書きによる対応なども考えられます。
吉永会長	趣旨としてはそうせざるを得ないと思いますが、本審議会は市民の代表として機能しておりますので、緊急性がある場合の指定解除については今回の提案内容で良いと思いますが、緊急性がない場合も含めて、樹勢が衰えたからという理由で解除して良いものかどうか、そこを検討することに市民代表としての本審議会の価値があると思います。 緊急性がある場合は、事後報告で良いと思いますが、いずれにせよ、保存樹木の問題は今後も出てくると思います。継承や相続の問題、価値の定義、市としてどこまで関与するか、等。ポイントは、樹勢を積極的に維持する必要があるかどうか、という点であると思います。今後の課題として考えていただきたいと思います。
笠木委員	今回の議案とは関係ありませんが、資料3の5、6ページに、倒木の多い樹木の種類が掲載されています。公園や市道など、市でも樹木の管理をしっかり行っていただきたいと思います。
吉永会長	議事（2）については、事務局にて継続して検討いただき、今回の議論を踏まえての改正案など報告を引き続きお願いしたいと思います。
吉永会長	次に、ごみ減量化につながる市民への啓発について、事務局より説明をお願いしま

発言者	発言内容
	す。
事務局	《資料1、2に沿って説明》 (市が取り組む、ごみ減量化につながる各種事業や市民向けの啓発について説明)
吉永会長	本議題の主目的は「ごみ減量化」と「ごみ処理経費抑制」です。先ほど事務局から説明のあった市の各取り組みやその全体像について、何か質問や意見はありませんか。また、その他ご提案などありましたらお願いします。
国森委員	民間企業を活用したリユースの促進施策について、近年、色々な事業者が電話営業やチラシ配布等を行っている中で、市が入ることによる安心感があると思います。
佃委員	これらの取組について、どんな方法で、いつから広報をされているのでしょうか。
事務局	「おいくら」との連携は9月下旬、「リネット」との連携は11月上旬に資料提供を行っております。「おいくら」につきましては、日本海新聞でも広報されました。市報へは、タイミングを見て利用方法を掲載させていただきたいと考えています。
吉永会長	これらの情報を、ごみステーションに掲示するのはどうでしょうか。市報やCMは市民が必ず見るとは限りませんが、ごみステーションは、必ず週1回程度は行く場所であり、強力な広報媒体です。
高部委員	市内のセブン-イレブン店舗にペットボトル回収機を設置した意図は何でしょうか。
事務局	こちらは、市と(株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定の中のひとつとして実施いただいたものです。セブン-イレブン側にとって、社会貢献活動とそのPRにつながります。市内スーパー等にもペットボトル回収ボックスはありますが、セブン-イレブンの場合は回収機ですので、ペットボトル以外のものを混入される心配がありません。また、nanacoポイントも付与されます。
国森委員	ポイント制度のような、企業との提携は、拠点回収を進めるのに有効だと思います。ポイントがもらえるというのは、市民行動の変容につながると思います。
吉永会長	市が県内のペットボトル販売会社と連携し、税金は使わない仕組みで、企業側にペットボトル回収機を設置してもらえた良好ののではないでしょうか。
佃委員	拠点回収は、消費者が自らごみを持参する必要があるので、ポイント付与などの仕組みにより、自発的に持ってきてもらう機会につなげるのが良いと思いました。
吉永会長	自販機の横に設置してあるごみ箱は、ペットボトルで溢れしており、それらが風に飛ばされ結果的に海洋プラスチックごみが発生しています。ポイント付与等により、ごみが自分にとってお得になるという意識付けを行えば、ごみのポイ捨てが減り、海洋ごみ問題もある程度解決し、拠点回収が進むのではないかでしょうか。
石本副会長	ごみの排出量抑制にしても省エネにしても、その理念上の正しさに異を唱える人はいなくなっています。個人個人にとって、どれだけ経済的なメリットがあるかを市民に訴求していくのがポイントではないでしょうか。物価高の時代ですので、支出の抑制に訴求できる啓発を行うことで、市民の行動促進につながると思います。
吉永会長	啓発活動は、どうしても理念中心となります。分別に関しては、ポイント制度は

発言者	発言内容
	<p>それと同等の効果が出るよう思います。</p> <p>経済学において、マクロな動きをミクロな部分で社会に実装するのが大変難しいように、環境保全・ごみ問題をマクロ的、ミクロ的な視点でそれぞれ捉えると、地球規模の大変重大な問題であることは皆理解していますが、日々の生活において、いかに環境に配慮した個々人の行動変容につなげていけるか。その部分を啓発するのが、国でも県でもなく、自治体である市の役割と言えるでしょう。そこに、人的資本も含めた資本を配置すべき時代に来ていると思います。市民の意識は年々変わっていますので、施策や啓発内容・方法も変えていかなければならぬ、そこを提言するのが本審議会の役割です。</p>
吉永会長	<p>以上で、全ての議事が終了しました。議事（1）、（2）とも、来年度も継続して取り扱っていきたいと思います。</p> <p>報告事項やその他について、事務局からお願いします。</p>
事務局	今年度の審議会は本日で最後となります。委員の任期が今年度までとなっていますので、来年度からは新たなメンバーでの開催となります。
吉永会長	それでは、以上で令和7年度第4回鳥取市環境審議会を閉会とします。 ありがとうございました。